



平成30年8月31日
自動車局旅客課

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第3条に基づき、下記の地域を9月1日（土）付けで特定地域として指定します。

記

1. 指定する地域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「河北交通圏」

2. 指定する期間

平成30年9月1日から平成33年8月31日まで
（平成30年8月31日の官報告示による）

【お問い合わせ先】

自動車局旅客課 角谷・齋藤

TEL : 03-5253-8111（内線41242）

03-5253-8569（直通）

FAX : 03-5253-1636